

大阪府条例第百五十七号

大阪府市共同設置附属機関条例

(趣旨)

第一条 この条例は、府及び大阪市が共同して設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他当該附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 府及び大阪市が共同して設置する知事の附属機関として、次の表に掲げる附属機関を置く。

名称	担任する事務
大阪府市新大学構想会議	府及び大阪市における公立大学の在り方についての調査審議に関する事務
大阪府市都市魅力戦略推進会議	府及び大阪市における都市の魅力の推進に関する施策についての調査審議に関する事務
大阪府市エネルギー戦略会議	府及び大阪市のエネルギー戦略についての調査審議に関する事務

(報酬)

第三条 委員等の報酬の額は、日額五万五千円を超えない範囲内において、府及び大阪市が協議して定める額とする。

2 前項の報酬の額については、委員等の一月当たりの勤務日数が八日を超え、かつ、当該月の報酬の額の合計額が四十四万円又は四十三万二千円を超える場合は、それぞれ四十四万円又は四十三万二千円を超えない範囲内において、府及び大阪市が協議して月額で定める額とする。

(費用弁償)

第四条 委員等の費用弁償の額は、府又は大阪市の常勤の職員に支給する通勤手当又は旅費の額との権衡を考慮して、府及び大阪市が協議して定める額とする。

(支給方法)

第五条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法は、府及び大阪市が協議して定める方法による。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、府及び大阪市が共同して設置する執行機関の附属機関の組織その他当該附属機関に関し必要な事項は、府及び大阪市が協議して定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。